

教育プログラムの名称 : 文化創生学

授与する学位の名称 : 学士(学術)

【教育目標】

山形大学及び地域教育文化学部の教育目標を踏まえ、文化創生コース(学術)では、地域における教育と文化創生に関わる幅広い知識・技能を分野横断的に教授して、「安全かつ安心な生活」及び「文化的に豊かな人生」を支え、地域の人々とともに、多様な地域課題の解決に取り組む実践的な人材の育成を目的としています。

【卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

山形大学及び地域教育文化学部の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、文化創生コースの各プログラムでは基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士(学術)」の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と社会性

- (1) 心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する問題意識を持ち、積極的に学び続けることができる。
- (2) 良識ある市民として、地域の伝統文化を尊重しつつ、心身の健康増進及び芸術・スポーツ文化の創造、発展に資する責任ある行動をとることができる。
- (3) 多様な意見を引き出しながら目的の共有を図り、取りまとめるファシリテーターとして地域社会の心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する課題解決に取り組むことができる。

2. 幅広い教養と汎用的技能

- (1) 地域社会における心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する諸課題についての基本的知識がある。
- (2) 学際的な学びを基盤とした心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する地域課題解決の実践力を身に付けている。
- (3) 地域社会の心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する課題を、世界の多様な社会や文化との関わりの中で捉えることができる国際感覚を身に付けている。
- (4) 心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関わる地域の諸課題に柔軟に対応し、他者と協働しながら課題解決に取り組むことができるコミュニケーション能力がある。

3. 専門分野の知識と技能

- (1) 地域文化創生のために必要な心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する専門的知識や技能を身に付けている。
- (2) 地域文化創生に必要な専門的知識を基盤とし、さらに、他分野の知識や技能も活用しながら心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関わる地域の諸課題の解決に取り組むことができる。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

山形大学及び地域教育文化学部教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、文化創生コースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1. 教育課程の編成・実施等

- (1) 基盤共通教育においては、1年次を中心に、「導入科目」、「基幹科目」、「教養科目」、「共通科目」をバランスよく履修し、広い視野・教養を得る。また、「共通科目」では、3年一貫教育としてコミュニケーション・スキル1（英語）を履修し、英語活用能力の向上を促す。
- (2) 学部専門教育においては、専門教育科目を、「中心科目」、「基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の4つのカテゴリーに分類し、体系的・段階的に学ぶことができるように配置する。
- (3) 「中心科目」は、学部共通科目として位置づけ、地域貢献・地域創生を実践するための基本となる科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を地域課題の解決を目指して総合的に活用し企画・運営・実行していく実践演習群の「フィールドプロジェクト」とで編成する。
- (4) 基盤共通科目・専門教育科目の一部を「自由選択科目」として配置する。
- (5) 「文化創生コース」に3つのプログラムを配置する。

○心身健康支援プログラム：地域の健康文化を支援する人材育成。認定心理士、中・高一種免許状（保健体育）取得可。公認心理師の受験資格に関わる単位の修得可¹。

○芸術文化創生プログラム：地域の芸術文化を支援する人材育成。中・高一種免許状（音楽、美術）取得可。

○チャレンジプログラム：大学院（社会文化創造研究科社会文化創造専攻）進学を前提にした6年一貫教育。中・高一種免許状（音楽、美術、保健体育）取得可。

2. 教育方法

- (1) 基礎的かつ包括的な知識を習得する科目群と実践的かつ基礎技術を習得する科目群とを相互補完的に履修させ、知の実践力の育成を促す。
- (2) 主体的な課題発見・解決能力を培うために、PBL型授業を学年進行に伴って拡充する。
- (3) 人間性及び社会性の涵養を促進するために、協働による参加型・対話型授業を初年次から展開する。

3. 教育評価

- (1) 学生自身による到達度の検証と自主的・自律的改善を可能にするような具体的な評価基準を策定し、学習成果を評価する。
- (2) 地域貢献・地域創生のために実践力を総合的に活用し、企画・運営・実行する主体性・自律性を評価する。

¹ 公認心理師法施行規則の制定及び施行を受け、平成30年度以降入学者に適用。